

グラントヴィル・ウイリアムズ『有罪の証明

—英國刑事裁判の研究（一九六三年）(7) 完

庭山英雄  
訳

△目次▽

訳者まえがき

第一章 イギリス刑事公判の進展

第二章 裁判官の地位（以上14巻3号）

第三章 質問されない権利（14巻4号）

第四章 証人尋問

第五章 誤った証拏（以上15巻1号）

第六章 工夫された証拏

第七章 拳証責任（以上15巻2号）

第八章 証拏排除法則

## 第九章 公判の分離と併合

第一〇章 陪審（その一）（以上15巻3号）

第一〇章 陪審（その二）（15巻4号）

第一章 治安裁判所

訳者あとがき（以上本号）

## 料

(344)

## 第一一章 治安裁判所

### 第一節 序

治安裁判所の判事についての問題はかなり簡単に片づけることができよう。なぜなら陪審制度と異なってそれはこれまでにも何度も議論の対象となってきており、それゆえ主要な争点はすでに十分に検討されて一般によく知られているからである。

### 第二節 素人裁判官と専門裁判官

略式裁判のほとんどは無給の治安判事ないしマジストレート——一千をこえる裁判所で審理している——によつて運営されている。ロンドン中心部およびいくつかの大都市には有給治安判事が存在するが、これら専門治安判事の総数は少なく、わずか四四名程度にしかすぎず——これに対して現役リストに登載されている素人治安判事の数は約一万六千名に上る——その増加率も微々たるものである。

(345)

ロンドン自身においてさえ、素人判事の人数は相当な数に達する。治安判事の地位はアイルランドでは全く異なり、すべて有給治安判事というシステムとなつていて。スコットランドにおいても略式裁判の大部分は、イギリスの有給治安判事にたとえられるシェリフおよびシェリフ補によつて運営されている。「しかし」イギリスの素人治安判事制度のようなものは大陸には見あたらない。

イギリス方式の目的は陪審の場合と同様に、一般市民を司法運営に参加させるところにある。裁判官の質が無知・無経験によって悪化しないならば、この方式にも意味がないわけではない。この利点の副産物として——主として素人によって運用される結果——刑事司法が簡単かつわかり易くなることが言われる。右の主張は陪審制度についての議論にさいしても考察された。「だが」イギリス刑事法を構成する複雑な判例・法例・命令・規則につき少しでも知つている者の中で同法が単純でわかり易いとまじめに信じている人は誰もいないであろう。

素人治安判事は非常勤判事であるため、きりもなく続くきたない事件に倦きあきして皮肉屋に堕するとの危険は専門裁判官より少ないであろう。素人治安判事は生計を立てるためにやむなくこの仕事を続けているわけではない。彼はその仕事自体がなんらかの意味で報酬だと考えてそれをやつっているのである。しかしながら、素人治安判事と専門判事との間のこの違いが一般論もしくは傾向としては本当だとしても、それが実際に表われる度合は人間的な要素に影響される。有給治安判事は素人に期待される新鮮さと人間性というすべての資質を示すかも知れない。そしてこのゆえにセシル・チャップマン氏——彼は栄誉ある長期経歴の間いくつかのロンドン裁判所において裁判に従事した——によつて書かれた感動的な書物は永く記憶にとどめられているのである。マルボロストリートからの引退にさいしてロンドンの物売り少年らによつてサンドバッハ氏に贈られた銀製かぎ煙草入れについての物語はさらに感動的である。だが同氏は「妨害を理由に彼らを処罰したほか、そのような贈り物をもらうに値することは何もしなかったの

に」と語った。<sup>(1)</sup>

(346) クロード・マリンズ氏は北ロンドン治安裁判所に在職中に犯罪者に対する精神医学的な診断処遇を実施に移した点でバイオニア的な役割を演じた。もしもある有給治安判事が任命の時点において気質的に彼の仕事つまり裁判に合わないとしたら、それは任命方法に欠陥があるからだと言える。結局、素人の歯医者の方が仕事に飽きあきしていないからプロより良いとは誰も主張しない。しかし歯医者の仕事の方が治安判事のそれよりもはるかに単調である。有給治安判事はオーバーワークだと一般に考えられている。これが真実だとしても是正可能であるし、事実上それは誤っている。有給治安判事は週のうち三日か四日しか審理しない。そこでマリンズ氏は仕事量の不足についてこぼすのを常としていた。<sup>(2)</sup>

料  
資  
ここで話題を素人治安判事に転ずるなら、素人というものに期待される美点は必ずしもどの特定個人にも見られるものではない。素人治安判事はその権力と権威とのためだけに地位にしがみつくかも知れない。彼は短気で偏屈で頑固でそして苛酷かも知れない。結論的にいえば、いずれの治安判事制度も人選を誤らなければよく機能しよう。一方、治安判事の選任が間違った原則にもとづいて行われるか、または十分な検討を経ぬままに行われるなら、いずれの制度もみじめな結果をもたらすであろう。

最善の有給治安判事は通常の質の素人判事裁判所よりもはるかにすぐれていると言つて差支えないと思う。とりわけ有給治安判事は法廷手続における警察の権限濫用に対する抵抗という点で素人治安判事より一般に優っていることを自ら証明している。たとえばロンドンのある有給治安判事らはほとんどの素人治安判事らと著しく異なり、保釈許可に対しての警察の異議申立を——保釈決定は最終的なものとして——決して受け入れない。素人治安判事に対してもは、彼らがあまりにも警察の意のままになつてているとの不平不満が絶えず訴えられている。

## 有罪の証明

イギリスにおいては有給治安判事は通常一人で審理するが、素人治安判事が略式裁判を行うとき、その定数は二名であるが、しばしば三名もしくはそれ以上となる。この違いは素人裁判所にとって非常に有利である。司法運営を個人にゆだねることには大きなリスクが伴う。ひとたび彼が任命されたなら、上訴された稀なケースを除いて、彼は事实上コントロール不能だからである。われわれは治安判事試補の制度をとつていないので、任命にさいして是正不能の誤りを犯す可能性は大いにある。<sup>(3)</sup> 単独審の有給判事による決定は襲ってくる肉体的もしくは精神的な疾患によって影響を蒙るかも知れない。不適任な素人治安判事が弊害をもたらす可能性はより少ない。なぜなら合議体の一員であるので、彼は投票で負けることがあるからである。また素人裁判所においては、疑問や意見の相違があるなら相互間の討論で調整されるであろう。単独審裁判所で行われるような討論抜き判決は検討不足となりがちである。

このことは論理的には専門裁判官と素人裁判官との違いではなくて、むしろ単独制と合議制との間の違いである。<sup>(4)</sup> 二人もしくはそれ以上の有給治安判事から成る裁判所をイギリスに導入することは理論的には不可能ではないであろう。しかし実際には、経費がどれ位かかるかという問題のみでなく、能力経験共に十分な法律家を果して集められるかという問題に直面して断念されるであろう。もちろん、すべての裁判所に少なくとも二人の治安判事を出廷させるために、現在の有給治安判事四四名を倍増することは実現可能だと思われる（陪席の有給治安判事は専門法律家である必要はないし、選択の幅を広げて保護観察官やソシアルワーカーでもなれるとすることにはかなりの利点が存在しよう）。

もう一つの解決方法は、治安裁判所の構成を素人治安判事二名と法曹資格を持つ有給治安判事一名とし、同有給治安判事は県内を巡回して比較的重要な事件には議長として必ず出席することである。これなら十分推奨に値すると思われる。プロとアマとにそれぞれ際立った長所があるなら、両者を含む法廷は長所全部を備えることと

なる。同法廷は専門家の知識と経験との双方だけでなく、素人の世界の新鮮さ、常識そして知識をも提供するであろう。治安判事に関する王立委員会はこの提案を支持してあえて次のように述べた。単独で素人治安判事と組むよりも複数で素人治安判事と組むような実務を有給治安判事制度が拡大するなら、それは結構なことである<sup>(5)</sup>。しかし王立委員会は有給治安判事の数を全面的にふやす方向での提案を拒否した。素人裁判所に有給治安判事を送り込むことは素人治安判事をして自分らには眞の責任ないし権限がないと思い込ませてしまうのではないかと王立委員会は考えたのであった。<sup>(6)</sup> そのような考えは素人治安判事を有給治安判事の法廷に送り込もうとする主張といくらか矛盾するように思われる。

実際のところ右の論理は現存する有給治安判事制度が必要悪であつてできるだけ中立化されねばならぬとの仮定にもとづいてのみ理解可能である。一人の専門裁判官に何人かの素人参審員をつける構想はすでに言及されたドイツ参審制度の線にそるものであり、依然として若干の観察者にとって魅力的であつて、より一層の研究に値する。王立委員会が、参審類似制度に対し自明のこととして反対する前に、有給治安判事と一緒に審理を続けてきた素人治安判事からの証言を聴取しなかつたのは残念である。有給治安判事と一緒に審理する素人治安判事が劣等感を覚えるべき理由は法的にはなにも存在しない。というのは彼らは決定にさいして同等の発言権を有しているからである。

パリスターが有給治安判事になるというシステムにおける主要な難点は約五〇〇人の任命——もしそれがいっぺんに行われるなら利用可能な法律家を“総ざらい”することになる——を必要とするという実際的なものである。しかしこれに全国をカバーする必要はない。つまり人口密度の高い地域からスタートすれば足りる。また、ひとたびスタートすれば適時に需要が供給をもたらすであろう。その供給は、有給治安判事に任命してもらう目的で若者達が法曹資格をとることで満たされると主張されている。しかしながら、もしもその有給治安判事らが素人治安判事と一緒に

## 有罪の証明

(350) 緒に審理するなら、素人裁判官団体全体の傾向として若さを欠いているので、彼らの相対的な若さが司法にとってマイナスには働くかないであろう。

素人裁判官と専門裁判官との利点の比較についての右のような議論は現在では理論的にしかすぎないことを告白しておかなければならない。なぜならイギリスは昔よりずっと強く素人主義にコミットしているからである。第二次大戦前においては、素人治安判事は批判からの自由をエンジョイしなかつた。その点、陪審とは異なっていた。すなわち、多くの法律家が素人治安判事に対する深刻な不安を隠さなかつた。具体的な不当性についての最も鋭い批判のいくつかはヒュワート卿が裁判長を勤める高等法院王座部に発している。一九四八年、王立委員会によってなされた提案の結果、素人裁判所につき数多くの改善がなされ、近時わずかな複活のきざしは見られるけれども、批判は途絶えたようと思われる。おおかたの批判が依然として専門裁判官制度の拡大よりも素人裁判官制度の改革の実現を望んでいることは明らかである。<sup>(7)</sup>

素人治安判事制度の主要な欠陥は彼らの法についての無知——それは治安書記からの勧告では正可能——にあるのではなくて、むしろ矯正処遇問題についての知識の欠如傾向にある。この知識欠如は現在のところ多くの専門裁判官にも見られる。もしわれわれが将来——そこでは精神医学においてのみならず犯罪原因の知識においても一層の進展が見られるであろう——に期待するなら処遇の選択は治安裁判所のレベルにおいてさえ、当然のことながら素人が扱うにはあまりにもむずかしすぎるものとなるかも知れない。<sup>(8)</sup>

## 第三節 素人判事の任命

素人判事は郡や市の勧告委員会——それもまた大法官によって任命される——の推薦にもとづいて大法官によつ

て任命される。もしわれわれが適任の人物が判事に任命されることを望むなら、推薦を実際に行う地方勧告委員会のメンバーに人をうることが第一である。不運にもこれから勧告委員会のメンバーの名前は秘密とされている。そこで彼らが適任かどうかについて観察者が判断を下すことは不可能である。かくして大法官自身と彼宛に勧告する委員会のメンバーとの双方が彼らの権限の行使にさいして大衆の批判から守られている。このような明らかに秘密の手続を発展させた理由は、任命をねらって人々が運動するのを防ぐのに必要だというところにある。もしも勧告委員会のメンバーが自分らの職責をよくわきまえているなら、彼らは自分を推薦してくれと頼んでくる者に対し、そのこと自体が推薦できない理由だと応答してよいであろう。

理想的な治安判事はどうあるべきかについて原則的には意見の一一致がある。一九一〇年と一九四八年との王立委員会が用いた言葉によれば、判事たる者は善良な性格、平均的な能力、働く習慣、独立判断および常識の持主でなければならぬ。彼らは自分らが任命されたことを過去の奉仕への返礼としてでなくてわずらわしい公務を要求される信  
 資<sup>(352)</sup>用ある官職への就任と見なすべきである。彼らはすべての社会層およびあらゆる信条・思想集団から選ばれるべきである。その任命は政治的見解への配慮によって影響されるべきではない。事実一九四八年以前においては、すべての政党に公平に割りあてる目的でその任命はしばしば政治的基盤にもとづいて行われた。王立委員会は右慣行を非難したが地区小委員会へのワードリーリングの提案——同委員会をして郡の中のあらゆる部分と接触させる——を後援することはこれを拒否した。この提案でさえあらゆる適任者が選考の対象となるとの保障にはならない。政治に従事していない人をも任命せよとの要求を勧告委員会としては無視し続ける外ない旨を王立委員会が報告して以来、これまでにいくらかの改善はなされた。<sup>(9)</sup>しかしながら不満が訴えられた。実際ジョウヴィット卿が大法官になったとき彼によつてその訴えが実行された。政党を代表する形で選ばれている地方議会は何年か政治活動をしたのち自ら治安判事となる

## 有罪の証明

資格があると依然として見なしている。

(353) 王立委員会はまた比較的若い世代および低い所得層の相対的欠如を指摘した。人生の盛りにある成人裁判官の割合、言いかえれば四〇歳以下の割合は全体のわずか一・三%にしかすぎない。人生の盛りを四五歳に引き上げてみても、その割合は四・七%である。これらの中で大部分は女性であった。王立委員会の報告が公表されて以来、この状況を是正しようとする努力がなされてきた。昼間勤めている人達でも治安判事に任命されるよう法廷が夜間開かれるべきだとの提案を王立委員会は検討した。しかし、もし出廷している人達が疲れているなら裁判がうまくいくはずがないとの反論が右提案に対しても提出された。すべての穴うめ方式が一掃されるだけでなく、空席が公示されて任命が面接・照会・試験にもとづいて行われるのでなければ、治安判事任命制度が納得のいくものになるかどうかは疑わしい。実際的な試験方法が工夫されるべきで、たとえば予備審査通過者を招いてオブザーバーとしてベンチに坐させて、重要な事実関係を理解して賢明な判断を形成する能力があるか否かをテストできるように、自ら審理したケースについて彼らに意見を述べさせるべきである。

(354) 裁判官への任命を過去の公務従事への報酬と見なす慣行には賛成できないが、治安判事が自分の裁判官としての仕事を地方政府での活動の延長と考えようとするとき二重の意味で賛成できなくなる。数年前に行われた四〇カ所の治安裁判所の調査において、三六カ所の治安裁判所の少なくとも半分の治安判事が政治活動家であった。<sup>(10)</sup>このことは、各地区への委任は限定されているから、教員・専門職の男女・知的な母親・その他社会的仕事に興味のある人達ための空席はほとんどないことを意味する。そのことはまた、しばしば自分らの生活費を稼がねばならぬ地方議員上りの治安判事が裁判官としての職責を果すのに十分な時間的余裕を持たないことを意味する。治安判事の職務に付随する責任は今や非常に大きいので、それは大の男が公的仕事にささげることのできるすべてのエネルギーを吸収し尽す

ほどのものと見なされるべきである。

数世紀にわたって治安判事は地方政府の機能を遂行する責任を負つてきた。そしてこのことが、地方議会の有力メンバーが当然に治安判事になるとの伝統を形成するもととなつた。過去の遺物は今日では守りがたい。なぜならよい議員になるような人は裁判官にとって必要な性格と気質とを欠く傾きがあるからである。のみならず同一人物がかかる重要な二つの職責を余暇を活用する形では満足に果すことはできないからである。それゆえ王立委員会は市長の場合を除きすべての職権上の治安判事職就任の廃止を勧告した<sup>(11)</sup>。市長について例外を認めることは非論理的であった。しかしいずれにせよ中央政府は、職権的任命につき司法の見地から好ましくないといいながら、地方政府感情に譲歩して例外のすべてをそのままとした<sup>(12)</sup>。この悲しむべき弱気は、市長ばかりでなく地方議会の議長までが——彼らがベンチに坐るのは全く不当であるが——彼らの任期中治安判事であり続けることを意味する。彼らの任期は非常に短かく、しかも彼らは非常に忙しい人達なので、彼らが一定期間の訓練を受けたり、裁判技術上の経験を積んだりすることをなんら期待されていない。

#### 第四節 裁判官の訓練

裁判官の職責を担うすべての治安判事が彼らの仕事のために組織的な訓練が必要なことは誰しもが認めるところであるが、これを確保するために十分に効果的な手段はこれまでにもとられていない。おそらく最も重要な教育形式は治安判事らが輪番で四季裁判所において審理するやり方であろう。それによって治安判事らは法曹資格のある議長がどのように手続を指揮し陪審に説示するかを知ることができるであろう<sup>(1)</sup>。教育コースは治安判事裁判所委員会で組織され、合宿ならびに通信コースは治安判事協会によつて準備されているが、それらは強制的でないので、多くの治

## 有罪の証明

(356)

安判事は提供された便宜を利用していい。今やたしかに勧告が強制に取つて代わられるべき時期である。いかなる治安判事も証拠と手続との要点について訓練を受けるまで審判を許されるべきではない。なかんずく国会が治安判事の手にゆだねている犯罪者の処遇と実際の矯正とについての思想の進歩に關し訓練を受けていない場合そうである。

「成人については」保護観察、試験観察、罰金、補償命令、試験観察施設送り、拘束、また少年の場合には教護院送り、認可学校もしくはボースタル施設送りなどがあるが、これらのどれを被告人に科すべきか。右の処遇は治安判事にとって選択可能なコースの若干にしかすぎない。賢明な選択を行うためには、治安判事は犯罪者の性格・経歴研究の必要性を理解しなければならず、さらに各処遇形式の効果の可能性を知らなければならない。治安判事が人々を送り込むことになるであろう諸施設を訪ねることは彼にとって不可欠である。このことは素人治安判事同様に有給治安判事にもあてはまる。しかし治安判事で現在それを実行する人はほとんどいない。

強制という形をとる場合の障害は、もちろん裁判官就任を過去における公的奉仕もしくは政党活動に対する褒美だと見なす考え方である。治安判事の権威を手に入れて、彼らの名前あとに“J. P.”と書くことを欲するだけの人々でも、治安判事職が公的奉仕への見返りと見なされているかぎり、治安判事の肩書を手に入れることを許されることとなろう。ところで彼らは一定の法律文書を確証する公証人的機能を果すことは許されるであろうが、司法運用に必要ななんらかの技術をまず習得することもしないで司法にたずさわることは許されるべきではあるまい。

素人判事の教育改善の要望は議論の最大公約数であって、たしかに進歩の希望を与えてくれる。しかしこの専門化教育が大部分の治安判事にとって表面的以上のものになりうるかどうか、そして右教育がプロの議長の代りの役割を実際に果しうるかどうかは、これ以上コメントを提供する必要のない問題である。

## 第五節 引退の年齢

(357)

老齢化した裁判所は大きな害悪である。「つんぼの老紳士に対して相手を当惑させることまたは口にすべきでないことを大声でいわねばならないことほど不慣れな証人にとって面くらうことはない」とある著者は生々と描写している。<sup>(13)</sup> 王立委員会によつて実施されたある調査によれば、現役の成人裁判所判事の六〇%以上は六〇歳もしくはそれ以上で、三二%が六五から七四であり、一一%が七五以上であった。さらに、比較的老齢の判事は若い判事よりも全欠席の傾向が強かつたけれども、いつたん出席するとなるとその度数は多かつた。そして老齢の治安判事がほとんど議長職を勤めていた。

改革者らは個々的に例外を認める前提で六五歳定年を希望した。しかし王立委員会は少年裁判所判事の定年六五は別として、七五以下に固定することに積極的でなかつた。この勧告はのちに実施に移された。<sup>(14)</sup> チャター・エド氏は内務大臣をやめたあとで次のような異例の発言を行つた。「私とジョウイット卿とは治安判事協会の提案どおりに定年七〇歳を望んだ。しかしそれを法案にはしなかつた。なぜならわれわれが何歳を選ぼうと議会は五歳削減するだろうと考えたからだ。かくしてわれわれは法案では七五歳としたが、これが二人の国会議員——両名は七五歳以上の治安判事で、共に年齢制限には反対していた——の反論に抗して守ることのできた限界の数字であつた。<sup>(15)</sup>」

このようにして一件落着となつた。しかし、彼の体力、感覚の鋭さそして若者を理解する能力についてはいうまでもなく、彼の知力がかなりそこなわれているような年齢になつてなお他人の財産と自由とを左右する権限が一人のそのような人物に与えられているのは不思議なことである。年をとつていてもかかわらず若々しい資質を保つてゐる若干のまたは非常に多くの裁判官が存在するとしても、そのことによつて全般的観察にもとづく主張がくずされるものではない。

(358)

## 第六節 合議体の議長

議長選挙——現在それは裁判官の秘密投票よつていて——についてはこれまでに大幅な改善がなされている。それゆえ議長選挙を年齢によつて行う必要はもはや存在しない。治安判事として仕事をした経験がないにもかかわらず、市長らがその地位を理由に議長に就任することもない。

しかしながら、人間の本性は事実そついたものなのだが、投票制度のもとにおいてさえ同じ議長——彼は高齢の名譽ある同僚を怒らせるこつとを嫌がるためその地位に向かない——を再任し続ける強い傾向がある。これを防ぐには議長在任期限にきびしい法的制限を課するほかないとと思われる。

## 第七節 裁判管轄の合理化

小治安裁判所ないし略式裁判部の歴史はきわめて古いが、旅行が容易かつ迅速となり、裁判所が以前よりはるかに広い地域から訴訟依頼人を集めることができるようになつてからも、それについて十分には検討がなされていない。  
(350) 一九四九年法のもとで右裁判所調整計画を提案できる治安裁判所委員会が設立された。

同法はまた治安判事任命権に関するいくつかの変則を除いた。一九四九年以前においては多くの小さな自治都市が自分自身の任命権を持つていた。このことは、事件数が少ないために適度の経験を積めない自前の治安判事を抱えていることを意味していた。のみならず専従の治安書記を雇うだけの仕事量がないことをも意味していた。治安書記に關するローネ委員会に統いて王立委員会は次のように勧告した。別異の治安判事任命権は小さな自治都市においては廃止されるべきである。したがつてこれら自治都市は郡に統合されることになる。ただし裁判所は郡裁判官によつて同自治都市内で運営される。

不運にもこの物わかりのよい提案は関係自治都市——それらは地方の任命権を伝統と権威の問題と見なしていた——から反対の合唱を浴びせられ、結局、完全な採用には至らなかつた。治安判事法に具体化された折衷案によれば、もし人口が三万五千以下になれば郡に属しない自治都市は彼ら独自の任命権を失う。ただし自分らの四季裁判所をすでに持つていて人口が二万以上あるか、とくに大法官によつて認められるかすれば別である。

## 第八節 治安書記

料

(360)

治安書記の地位は奇妙かつ変則的である。治安判事が、自分らの屋敷の中の目につかないところで犯罪者にふさわしい手続——上訴権が制限されている——にしたがつて犯罪者を審理する田舎の名士であった時代においては、彼らには細かい法律知識は必要ではなかつた。しかしながら、やがて誰か——多分地方のソリシター——を彼らの書記に任命することが司法の実務となつた。右の書記は証拠についてノートをとり、記録を整理して保管しただけでなく、法律問題について彼の主人に進言した。現今においては書記の法律知識は素人判事制度がうまく機能するための不可欠の条件である。かくして、治安判事らが法律問題について決定する責任を与えられているにもかかわらず、すべての専門的知識は彼らの従者に所持されており、同人の進言に治安判事らは依存しなければならぬという、特異なイギリスの状況が発生したのである。

もし法廷で法律論争が起ころるなら、その議論はそれをほとんど理解できないであろう治安判事に向けられる。しかし実際にはそれは書記の耳に向けられる。手続と証拠との要点に関する決定は、書記には訴訟指揮権がないので、治安判事によって下されることとなつてゐる。しかし実際には、右決定は書記によって下されなければならない。このようにして、書記は理論的には保証されていない方式で手続に干渉することを誘導ないし、誘惑される。一言でいえ

## 有罪の証明

ば書記は承認された権威ないし責任の伴わない権限を持つてゐるのである。このことが治安裁判所の機能に不断の緊張を強いている。すなわち治安判事が書記の進言に十分に注意を払わないといわれたり、治安判事が書記にあまりにも従属しそうでいる——この事例の方が多い——といわれたりする。

(361) もしも書記が法律問題の真の判断者だと見なされるなら、書記と治安判事とは正式公判における裁判官と陪審とにそれぞれたとえられよう。ただし治安判事は陪審と異なつてとくにその能力のゆえに選ばれ、彼らの生活の実質的部 分を司法運営にささげている。この比較対照によれば、治安判事は経験を積んだ立派な特別陪審に似ているようと思われる。治安判事は証拠の取扱いには慣れているから、書記のアドバイスは事実問題については要求されず、したがつて書記は事件の法律面にその発言を限定すべきだと意見が主張されている。

書記と裁判官とのもう一つの違いは、書記のアドバイスは「裁判官のそれとは異なり」通常別室で秘かに治安判事に対し与えられるという点である。書記が治安判事らに対し公開で法律点につき説示することは一つの改善となるうと示唆されている。<sup>(16)</sup>もし書記がこれを実行するなら、陪審と共に審理する裁判官と右の治安書記との類似性はより濃密となるであろう。この提案は書記が裁判官らと一緒に別室に赴く必要——それは書記が治安判事らに不当な支配権を行使しているとの印象（しばしば十分に証拠がある）を醸成する——を取り除くという利点を持つであろう。また右提案の実行は、書記がどんなふうに仕事をやっているか、提示された抗弁につき彼が指示を発しているかに関する公開審査の機能を果し、さらに敗訴当事者に対し書記によって示された法を治安判事が適用しているか否かの判断材料を提供することとなろう。

しかし、裁判官が非公開で陪審に説示すべきだとの提案に対すると同様に、治安判事に対し書記が公開で説示すべきだとの提案に対しても強力に反対する——伝統的な実務はわれわれの思考に大きく影響を及ぼす——多くの人々が

(362) 存在する。<sup>(17)</sup> 伝統に対する違反は別として、右提案はかなり訴訟を長びかせるだろうとの実際的な難点を持つ。現在のシステムのもとでは、もし書記が治安判事と共に別室に行くことを許されるなら、書記は議論がどう進んでいるかを知ることができ、見逃しのおそれのある重要な点を治安判事に思い出させることができる。この方が事件ごとに法について十分な要約を行うよりてつとり早いであろう。

少し以前に高等法院王座部の判決が治安判事と一緒に退廷する書記の権利を制限したとき、われわれはびっくり仰天した。新らしいルールのもとでは、書記は実際のところ治安判事にくつついていて別室に行くことなく、アドバイスを求められているときにかぎって、法律問題についてのみ進言するために証拠関係のメモまたは同種犯罪を扱っている近隣裁判所の実務について説明するにとどめるべきである。<sup>(18)</sup> このような制限を行う理由の一つは——おそらく次の三点を理由に——書記が偏見を抱いていると被告人が感ずるかも知れないからである。被告人はこれまでになんども同法廷でその書記に会っている。証人席の被告人に対する書記の尋問の仕方がきびしい。書記が訴追側証拠を持ち出してきた。

かくして判決が宣告される直前に書記が治安判事と一緒に一室に閉じこもるなら、被告人は不公平な取扱いを受けたと感ずるかも知れない。しかしながら、右の不公平感を残すような事実関係を新実務とて完全に取り除くことはできない。新実務は絶えず書記の勧告と支持とを必要と感じている治安判事に対するきびしい批判——といつても一定の限界はある——を惹起した。

(363) 最近まで多数の治安書記の質には改められるべき多くの点が残されていた。これまでに種々の改善がなされてきたが、まだ書記の人数は十分ではない。もし三つの法廷で「同時に」審理が行われるなら、書記が一法廷に行き、他の二つにはまだ不慣れな助手を送らなければならない。

書記の訓練が改善されるにつれて彼らの地位は上昇している。したがって書記が裁判官席に治安判事と一緒に坐らないと変に思われるような日がいすれやつてくると予想することは困難ではない。もしも書記と保護観察官とが有給治安判事としてベンチに上るようになるならば、われわれはプロとアマとの両要素から成る——本書すでに主張しておいた——地方裁判所を持つこととなろう。<sup>(19)</sup>

### 第九節 多数決による決定

一二人の陪審員中一一人の賛成によつて出された評決が有罪に十分ではないにもかかわらず、治安判事については多数決が許されているという事実はイギリス法の矛盾の一つである。<sup>(2)</sup> 治安判事による判決は、それゆえ、三分の二ないし七分の四で成立する。明らかに、七人のうち三人の経験豊富な治安判事の反対は一二人中の一人の陪審員の反対よりもはるかに強力な反対を意味する。陪審についての全員一致の主張が治安判事の決定に適用されないのには十分な理由があると考えることは困難である。

### 第一〇節 結論

(364) 初期においてイギリス刑事裁判に帰属していた特徴点をふりかえるならば、証拠調の間裁判官によつてとられる控え目な態度が真先に満点の成績で浮かび上つてくるのがわかるであろう。主尋問を行うにさいしとられてゐる一問一答方式は一般の承認を受け、コモンローの反対尋問実務は不可欠の安全保障と考えられるようになった。証拠法においては、性犯罪事件における慎重な補強法則がその細部は別として、原則として承認された。また類似のルールの適用がその他の三つのケースに対して提案された。人定証拠、匿名手紙の執筆の告発にさいしての証拠、そして経験に

むじづくすぐりの証拠は性的な動機によつてめがめられる可能性がある。たとえば悪性格とか前科・前歴のような一定種類の証拠は、陪審制度に必然的に伴うものとして、そのほとんどに対する批判に堪えて生き残つた。

自分自身の公正さを評価することは不可能であり、右の証拠法承認は私の知るかぎり偏狭な頑固さの所産であるかも知れない。しかしこれらの証拠法のバランスをとつてある種の心広さを示す最良の精神が外国人には与えられた。数多くの他の争点に關してもそうであった。公判において質問されない被告人の権利は大陸諸国——そこでは被告人に対し質問できるが返答を強制できない——の実務より劣つていると考えられた。伝聞法則のフランス版はイギリスのそれより好ましいものとされ、共犯者の供述が存在するケースでは警告を要するとのイギリスのルールは不当にきびしいと考えられた。事実問題を審理する機關の構成についていえば、議論の動向はわが素人治安判事よりドイツの参審を、わが陪審よりなんらかの専門的合議体をそれぞれ好ましいとするものであった。

## 資料

### 〔注〕

- (一) This Old Wig (London 1950).
- (2) Fifteen Years' Hard Labor (London 1948) 68-70.
- (3) ジャーナリストの著書 Bow Street World (London 1938) Chap. 17 において、自分の生涯の体験を語つてゐる。
- (4) リードの有効な用語は “difficult” ではなく “serious” である。このケースが判定困難な問題を提供するようになるか予知は困難である。しかし犯罪はその重大性の度合に応じて分類可能である。たとえば駐車違反は決して重大ではなく、処遇問題を提起しない。これに対して、困難な処遇問題を惹起するかも知れないという意味で、窃盗と不注意運転とのすべてのケースは重大犯に分類されなければならぬ。
- (5) Cmd. 7463 of 1948, 62.

## 有罪の証明

- (6) Ibid. 56.
- (7) しかし有給治安判事に対して好意的な明確な意見を表明した裁判官の中に次の二人がいる。Sir Travers Humphreys, Criminal Days (London 1946) 170 et seq.; Sir Henry Slesser in a letter to The Times, August 17, 1948. 11 ポーチャンディでは一九四五年に素人治安判事制度は事実上廃止された。その変更は反対意見なしに実施されたものである。J. L. J. Edwards in [1956] Crim. L. R. 305-6 を見よ。素人判事への批評については [1961] Crim. L. R. 657, 853 を見よ。
- (8) 話題の全部については Lord Chorley (彼は現在もやうやくある) in 8 M. L. R. 1; R. M. Jackson in 9 ibid. 1.
- (9) 一九四九年の治安判事協会での講演において、"ウイット卿は次のよつと述べた。「私はふやかに田舎の勧告委員会が完全にノンポリの少数派の人々を無視してゐる」と考へた。だが彼はこそ裁判官に任命されたふうと照ねられる価値ある人々である」と。政治で積極的役割を果していらない人達を「少数派」と呼んでゐるのにばかりならぬ。
- (10) The Daily Mirror "Spotlight on Justice" (1954) を見よ。回書には治安裁判所の機能を観察した一団の人達によつてまとめられた不穏な調査結果が収められてゐる。科学的調査としての欠陥がなんであるにせよ、右調査は同裁判所についてかつて報告がなされた唯一の組織的努力である。
- (11) Cmd. 7463 of 1948, 41, 44. 市長は公式の儀式的行事以外で議長となるべきではないと王立委員会は考へた。
- (12) すべての議員が現在のシステムを是認しているわけではなくだけである。The Times of June 3, 1958 は市議会員ヴィクター・スティード氏がウォンズベリー市長になつたとき、裁判官としては法廷に出なよと決意した話題を掲載した。彼の示した第一の理由は、その小さな町の住民をあまりにもよく知つてしまつてゐる（彼は市議会の労働党グループのリーダーで、住宅委員会の議長でもあつた）ので、彼の裁くわいに公平を保つ自信がないという、と하였다。彼の挙げた第二の理由は、専従の政治的機関たる者は裁判官に任命される資格を欠いてゐるところである。彼の考へによれば、市長になつたといつて事実によつて右の制約が取り除かれるのはおかしいのであった。
- (13) J. A. Joyce, Justice at Work (London 1952) 52.
- (14) 一九四九年治安判事法によつて大法官は、七五歳になつた裁判官または年齢・健康その他類似の事由で裁判権行使をやめるべき裁判官を現役リストから"予備役リスト"に移すことがである。
- (15) The Times, September 10, 1957 を見よ。

(16) 保守党 Conservative Party, Looking Ahead, 1945 によると推測された。証據案は Haldane Society, The Justice of the Peace Today and Tomorrow, 1946 による。政府は金へ反対の立場から承認されない。たゞ 7 Howard Journal 199 を見よ。

(17) 裁判官が秘密で監禁へ拘禁するが、これが続違反である。Green [1950] 1 All E. R. 38.

(18) Practice Note [1953] 1 W. L. R. 1416. 証拠書類は裁判官事務が別室に行かれて彼の私室なハームを渡してまだ

たゞ。R. v. Stafford JJ. [1962] 1 W. L. R. 456.  
(19) 19 の監禁 Justice of the Peace through Six Hundred Years (Justices of the Peace Ltd. 1961) によるとそれが  
だ。

## 参考

### 〈監禁〉

[1] 治安判事の近世の実態については『政界刑事司法の動態』前掲 111 頁を参照せよ。

[2] 現在ではすでに矛盾ではない。やがて監禁における多数決制が採用されはじめである。第 10 章監禁の見よ。

## 資料

## 訳者あとがき

二年近くかかってようやく『有罪の証明』本文三六五頁の訳業を了えた。ふりかえってみると、一九八〇年、八一年と二年続けて正月のスキーの宿で妻子が寝しづまってから筆を走らせたし、上京の折り往復の車中で筆を進めたこともあった。とにかく主たる研究の合間をぬって、中途半端な時間を利用しての作業であったので思ったより時間を経過した。しかしすいぶんと新らしいことを学び、張り合いのある楽しい仕事であった。あえて自画自賛すれば、本書を訳し了えて私のイギリス刑事法への知識は倍増した気がする。読者自身も本書を通読すればおそらくそう感する」とであろう。

今あらためて抜刷(1)～(6)を読み返してみてミスの多さに驚き、恐縮しているが、その点の訂正は後掲の正誤表にゆだねることとし、(1)では一点にかぎってコメントしておきたい。

一四巻三号四五頁において私は「しゃべりすぎの裁判官は調律の悪いシンバルのようなものだ。しばらくして弁護士会から伝えられていたことを思い出しても、最初は裁判官にとって恥ではない」と訳出したが、これを「……。法廷のフロアからやがて言われるだろう」と先取りすることは裁判官にとって名譽ではない」に改める。畏友エクロイド博士(Dr. Robert Akroyd)の説明によれば、ベーコンのこの言葉は当事者主義における裁判官のあるべき態度を示したもので、本文中の the Bar は the bar が正しいという。また Symbol は Symbol of justice にかけて使われているという。自ら原文にあらなかつた怠慢を恥じるとともに、私の疑問にていねいに答えてくれたはるかイギリスの友人に感謝する。

著者グランヴィル・ウイリアムズ博士は本年一月元気に古稀を迎えた。著者への約束どおり一九八一年中に本訳業を了えることができ、ただただほつとしているというのが訳者の偽いれる今の心境である。なお、14巻3号および14巻4号の拙訳については田中輝和教授より種々有益な助言を頂いた。おかげで訳稿全体の面目を一新することができた。ここに記して心から感謝の意を表したい。